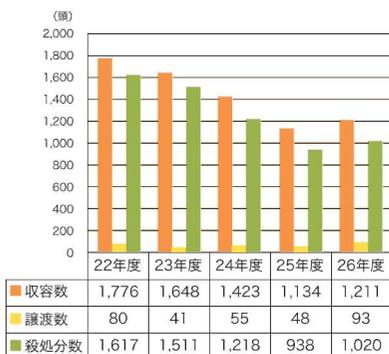


京都市の動物愛護行政について

★犬の収容・譲渡・殺処分の現状



★猫の収容・譲渡・殺処分の現状



犬について

- やむを得ない理由により飼い主から引き取った犬や、街中を徘徊しているところを保護した犬など、動物愛護センターに収容した犬の頭数は、年々減少傾向にあり、平成22年度から平成26年度の5年間で収容数は約2分の1(239頭⇒110頭)に減少しています。
- 譲渡数については、収容数とともに減少しているものの、収容した犬に対する譲渡した犬の割合は増加しています。その結果、殺処分数については、平成26年度において、8頭まで減少しています。

猫について

- 猫については、収容された猫のうち、約9割が、野良猫が産み落とした子猫です。
- こうした子猫は大変幼弱であり、行政が引き取ったときには瀕死の状態であることも多く、また、数時間おきに授乳等が必要になるため、全てを飼育管理することは困難です。このため、そのほとんどを殺処分せざるを得ない現実があります。
- この子猫対策こそ、今後の猫の収容頭数や殺処分数の減少を図るための最重要課題であると言えます。

📖 さいごに

- 「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現のためには、京都動物愛護憲章にうたうように、動物と正しく関わることや、犬猫などのペットを最期まで、適切に飼うことなどが大切です。
- そこで、小学校や幼稚園、保育園で、子どもたちに動物について学んでいただき、「命の大切さ」や「動物との正しい関わり方」を発信することにより、「人にも動物にも心地よいまちづくり」につなげていきたいと考えています。
- 保護者の皆様も、子どもたちと一緒に、動物との正しい関わり方などについて、お話をしてみてください。

人と動物の共生 に向けて取組



京ちゃん 都ちゃん
京都動物愛護センター
マスコットキャラクター



「京都動物愛護センター(愛称：動物愛ランド・京都)」

平成27年5月に全国初となる府市共同の京都動物愛護センターを南区にオープンしました。本センターでは、京都の動物愛護拠点として、保健センター等に収容された犬猫を新しい飼い主さんに譲渡したり、ヒルズ・ドッグラン(※)を活用した職員とボランティアスタッフによる啓発事業を実施したり、動物愛護に係る展示などを行ったり、人と動物が共生できるまちを目指した様々な事業を行っていますので、是非一度、お越しください。

※ドッグフード及びキャットフード等の販売を行っている日本ヒルズ・コゲート株式会社とドッグランのネーミングライツに係る契約を締結しており、ドッグランの通称を「ヒルズ・ドッグラン」としています。



☆☆☆ 京都動物愛護憲章 ☆☆☆

「人と動物が共生できるうおいのある豊かな社会」の実現のために、市民・府民、事業者、動物愛護団体及び行政がそれぞれの立場で動物愛護のあり方について考え、行動するためのよりどころとなる「京都動物愛護憲章」を平成26年12月に制定しました。

この「京都動物愛護憲章」の理念の下、本市では様々な取組を実施しています。



きょうとアニラブクラス

幼少期における動物愛護精神の形成を目的として、京都市職員やボランティア等が講師となって小学校、幼稚園、保育園等に出向き、学年に応じた講座を実施しています。

聴診器で犬の心臓の音を聴くことにより「命」を体感したり、ワーキングドッグについて学んだりします。



京都市まちなこ活動支援事業

猫は室内で飼うことが正しい飼い方です。したがって、野良猫は飼い主を探すなどにより、これ以上増やさず、将来的にはなくしていく必要があります。

「京都市まちなこ活動支援事業」は、周辺住民の理解の下、地域住民が餌やふん尿の管理、周辺美化などの一定のルールに基づき適切に管理するとともに、避妊・去勢手術を行政が無償で行うことにより、野良猫に一代限りの命を全うさせ、野良猫の無秩序な増加を防止するものです。



子猫の一時預り在宅ボランティア制度

保護した猫の譲渡事業を推進するために、生まれて間もない子猫をボランティアの自宅で一時的に預かり、一般への譲渡が可能となる2箇月齢まで飼育していただく制度です。ボランティアにお預かりいただいた子猫については、センターで新しい飼い主に譲渡します。

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例

人と動物が共生できるまちづくり、生活環境の保全などの観点から、飼い主のマナーや責任、所有者のいない動物への餌やりの適正化などを定めた「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」を平成27年7月に施行しました。

これにより、飼い犬のふんの回収の義務化や、野良猫などへの不適切な給餌の禁止など、周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼしてはならないことなどのルールが設けられました。

また、犬や猫を多数(犬5頭以上もしくは、犬猫合わせて10頭以上)飼われる方には、多頭飼育の届出を義務付けています。



京都市動物愛護事業推進基金

市民や事業者の御理解と御支援の下、皆様に愛着を持っていただける施設となることを目指すとともに、京都動物愛護センターを拠点とした様々な動物愛護事業をより充実したものとするため、「京都市動物愛護事業推進基金」(通称：京都市人と動物が共生できるまちづくり基金)を募集しています。

皆様からの寄附金を、以下の事業の充実に活用させていただきます。

- 飼い方教室や動物愛護週間事業などの動物愛護事業の推進
- 収容動物の適切な飼養管理、譲渡事業の推進
- 動物由来感染症など動物に関する幅広い情報発信
- 災害時における動物の保護 など